

注)「採択通知日」について、計画変更申請で追加しようとする施工事業者は「計画変更申請を行った受付期間終了日の翌日」とします。

※1 長期優良住宅等建築計画の認定申請を行った日

※2 認定低炭素建築物の認定申請を行った日

※3 所管行政庁によっては認定日以降に着工が可能となる場合がありますので、必ず所管行政庁に確認してください。

・実施支援室が指定する時期に現地写真を撮影していただきます。詳しくは「4. 3 現地の写真撮影」を確認してください。

・分離発注先が行う工事についても3.5(1)の「着手」の要件が適用されます。

・「工事が完成」した時点とは次のとおりとします。

○ 確認申請が必要な地域 検査済証の交付日

○ 確認申請が不要な地域 完了実績報告時に提出される書類により異なります。

・住宅瑕疵担保責任保険の保険証券または保険付保証明書 保険期間の開始日

・建設住宅性能評価書

建設住宅性能評価書の交付日

・建物の不動産登記の現在事項証明書

表題部の原因の日付

3. 6 本事業における「地域材」の考え方

本事業における「地域材」については、以下に示す(1)から(4)のいずれかに該当するとともに、グループ構成員である原本供給者により供給され、グループ構成員を介して供給されるものを原則とします。

また、本事業において使用する「地域材」については、グループの適用申請書においてその名称、産地、認証制度を特定したものとなります。なお、これら「地域材」以外の木材の使用を妨げるものではありません。

地域材加算を受ける場合は、地域材の使用について証明していただきます。

※ 適用申請書で指定した認証制度において必要かつ有効な登録・認定を受けた事業者による供給がなされていない等、認証制度の要求事項を満たしていない場合は、グループが採択された場合であっても、補助金交付の対象とはなりません。認証制度の要求事項については事前に十分ご確認ください。

- (1) 国や都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品（例：都道府県等が実施する認証制度、木材表示推進協議会（FIPC）などの認証制度）
- (2) 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品（例：森林管理協議会（FSC）、PEFC 森林認証プログラム（PEFC）、「緑の循環」認証会議（SGEC）などの認証制度）
- (3) 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品
- (4) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）に基づき合法であることが確認されている木材・木材製品

(参考)

- 合法性、持続可能性の証明について
合法性、持続可能性が証明される木材・木材製品については、合法木材ナビホームページ (<http://www.goho-wood.jp/>)において確認できます。
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）について
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）に基づき合法であることが確認されている木材・木材製品については、クリーンウッド・ナビホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/inde20.html>)において確認できます。

募集要領【別紙4】

「主要構造材(柱・梁・桁・土台)」について

1. 「主要構造材(柱・梁・桁・土台)の全て」とは、柱・梁・桁・土台に使用する木材の材積の合計値の100%を占めることとします。
2. 「主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半」とは、柱・梁・桁・土台に使用する木材の材積の合計値の50%以上を占めることとします。
3. なお、対象部位は柱・梁・桁・土台のみです。二次部材(母屋、垂木、棟木、小屋束、火打材、根太、大引、間柱等)は含まれませんのでご注意ください。さらに、丸太組工法については、「使用する木材全量」で読み替え、2×4工法については、下表のとおり読み替えることとします。なお、これら以外の工法における考え方については、事前に評価事務局にご相談ください。

軸組工法	柱	梁	桁	土台
2×4工法	縦枠、上下枠	床根太、端根太	頭つなぎ	土台